

平成19年1月大和市教育委員会定例会

平成19年1月25日(木曜日)

出席委員(5名)

1番 委員長職務代理者	奥原 美帆
2番 委員	長谷川 愛子
3番 教育長	國方 光治
4番 委員	田村 繁
5番 委員	鈴木 健次

事務局出席者

教育総務部長	八木 繁和	総務課長	加藤 静雄
学校教育課長	小川 輝夫	学校教育課 保健給食担当 課長補佐	高橋 朝行
指導室長	内澤 建治	教育研究所長	伊藤 恵子
生涯学習部長	吉野 貴子	社会教育課長	曾根 博明
青少年センター 館長	相沢 克正	スポーツ課 長	佐藤 友一

書記

総務課庶務
調整担当
課長補佐 岩本 信也

日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
日程第1(議案第1号) 大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
日程第2(議案第2号) 大和市教育委員会電子公印規則について
日程第3(議案第3号) 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第4(議案第4号) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
日程第5(議案第5号) 大和市都市公園条例の一部を改正する条例案の意見聴取について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午後02時00分

鈴木 傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明したり、審査
委員長 に支障を来すようなことのないよう、念のため申し上げておきます。
ただ今から教育委員会1月定例会を開会いたします。
会議時間は、午後5時までとします。
前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。
今会の署名委員は、1番の奥原委員、2番の長谷川委員にお願いいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

國方 今のところ、教育再生会議の第1次報告に焦点を当てた報道等があり、今日
教育長 の新聞にもかなり詳しく報告がされております。7つの提言、4つの緊急対応
という形で示されたわけでございます。これを読みますと、教育委員会や学校

といったものを指しまして、「公教育の機能不全」という表現がございます。当たる部分もあるのかなと思いますが、直接教育に携わってきた者としては、かなり複雑な気持ちであります。ただ、現状改善の必要性があるということは私自身も認めるところでございますので、今後、正規のルートでいろいろなことが示されてくると思いますが、それについては、謙虚に受けとめながら実施をしていきたいと思っております。

それでは、12月21日以降の主な項目について、ご報告を申し上げます。

1点目、1月8日にスポーツセンターを会場として、大和成人式が執り行われました。対象者は昨年よりも79名少ない2,090人、参加者は1,493人でありまして、71.4%の出席率でございます。昨年が70%弱、一昨年が70%でありましたので、ほぼ例年並みの出席率でございます。新成人は、同級生と暫くぶり顔を合わせることができることを楽しみにしているようでございます。たくさんのボランティアの方が運営に携わっていただきました。おかげさまで混乱なく実施できたと思っております。

2点目、1月9日から授業が始まりましたので、低学年の下校時間に合わせまして、市民経済部の安全なまちづくり課と教育委員会の事務局とで、青色燈付のパトロールカーで、引き続き市内を巡回しております。この活動が始まってから1年経過いたしますので、このところどのように状況が変化しているかを私自身の目で確かめたいと思っております。この活動が息長く継続することがいちばん大事なことですが、地域によって、温度差があるように感じますので、点検をしていきたいと思っております。

3点目、1月14日に第49回大和市駅伝競走大会が開催されました。地区対抗13チーム、一般Aが10チーム、一般Bが52チーム、中学生は13チーム、オープン参加1チーム、合計89チームが参加いたしました。実行委員会としましては、第50回目を迎える来年を記念大会ということで、100チームの参加を目指して、取り組んでいくようでございます。ただ、単純に参加チームが増えればよいということではなくて、運営が可能かどうかということも含めながら検討していただけたらと思っております。

最後に、大和市地域婦人団体連絡協議会に関してですが、実質活動している団体が1団体になってしまいました。したがって、連絡協議会としての体をなさないということになりまして、解散をするというご挨拶がございました。ただ、1団体になっても団体としての活動は継続するというところでございます。

以上です。

鈴木委員長 教育長の報告が終わりました。質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

最初に、私から成人式の件で確認させていただきますが、前年より79人少ないのに、出席率が上がっているということは、成年に達する人の人数が、大分減っているということでしょうか。

國方教育長 今年の対象人数が2,090人で、この対象人数が昨年比で79人の減ということで。出席率は、ほぼ例年並みですが、昨年よりは上がっております。

鈴木委員長 他の委員から、ご質問等はございませんでしょうか。

奥原委員長職務代理者 成人式と駅伝競走大会について、お伺いします。

まず成人式ですが、田村委員と会場を見て回った際に、「お茶席が会場の隅に寄っていて、あまり目立たないね」という会話をしました。毎回実行委員が入れ替わるかとは思いますが、今回の反省会が既に行われたのかという確認と、もし行われたのであれば、そのときに出た内容をお聞かせください。

また、駅伝競走大会についても、同じく反省会をされたかどうかということと、その内容について、お聞かせください。

今回は、トップと10分以上遅れると繰上げスタートということだったので、トップとの差が大きく、繰上げスタートしたチームが多いように思われました。今回の大会を終えて、何か意見が出ているのであれば、お聞きしたい

と思います。

相 沢 成人式は、実行委員会形式でやっております。決算が出た段階で実行委員会
少年センター を開いて、そこでいろいろな反省を行い、それを来年の実行委員会に引継ぐこ
館 長 とになります。

佐 藤 駅伝競走大会につきましても、実行委員会形式です。我々事務局としても反
スポーツ 省点を取りまとめまして、実行委員会に伝え、実行委員会の中で検討すること
課 長 になります。今お話がありました繰上げスタートに関しては、関係機関のご協
力をいただいているということもございまして、実行委員会や事務局では、ど
うにもならない部分もあります。ただ、今後につきましては、何とか配慮して
いただけないものか、さらにお願いをしまいたいと思っております。

奥 原 反省会は、これから行われるということですので、後日その内容を教えてい
委員長職務 いただきたいと思えます。

代 理 者
鈴 木
委 員 長

私から一つ伺ってもよろしいですか。

先ほど、教育長が教育再生会議の提言と緊急対応についての感想を述べられ
ました。例えば、本市にも熱心に教育委員会会議を傍聴され、レポートを定期
的に発行している団体がございます。最近配られたレポートに、教育委員会の
あり方について、かなり厳しいご批判もあるのですが、少なくとも私自身は、
そこに書かれているような教育委員会のあり方についての疑問というものは共
有しているつもりです。現状において、できる限りで努力をしているつもりで
す。その努力が足りないと言われればそれまでですが、もう少しフランクにそ
ういう熱心な方たちと一緒に語り合えるような機会が、私はほしいと思いま
す。

先日、ある集会に参加したとき、大変教育熱心な方がいらっしやいまして、
学校のあり方とか教育委員会と校長との関係等について、いろいろと意見を述
べられていました。私はそれを聞いていて、思い込みがすごくあると感じまし
た。批判として耳を傾けなければいけないことも多々ありますが、ちょっと話
し合いができれば大分解決というか、少なくとも共通理解の上に立つことがで
きるのではないかと思います。言質をとられるとかとられないとか、いろい
ろ難しい問題もあるでしょうし、教育委員だけでやるということもあるいは危
険、禍根を残すようなこともあるかもしれませんが、事務局のご協力も得て、
何かそういう機会を持って、一生懸命教育のことに関心を持ってくださる方
の熱意に答えることができないかと思います。

教育長のお考えをお聞かせください。

國 方 なかなか難しいのですが、教育に関心のある方と意見交換をするというこ
教 育 長 については、否定するものではございません。ただし、一つの筋を持っていな
いと、すべてのものを受け入れていかなければいけないようなことが想定され
ます。

一定の線を持った上で、必要とあれば対応していくということだろうと思
いますが、その線をどこに引くかということについては、私にも判断が付きませ
ん。

鈴 木 私は、線をどう引くかというようなことも含めて議論した上で、お互いに忌
委 員 長 憚なく語れるような機会を持ちたいと、思っております。

ほかに、ご質問やご意見がないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を
終了いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1（議案第1号）「大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
について」と、日程第2（議案第2号）「大和市教育委員会電子公印規則につ
いて」は、関連がございますので、一括審議にしたいと存じますが、ご異議ご
ざいませぬか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございますので、議案第1号と議案第2号は一括審議

とさせていただきます。

細部説明を求めます。加藤総務課長。

加藤
総務課長

議案第1号及び議案第2号は関連がございますので、まとめてご説明させていただきます。

公印におきましては、教育委員会もしくは教育長、学校長、あるいは生涯学習センター館長などが確かに作成した文書であることを外部に示すものであり、今回の改正はこういう文書をますます適正に管理執行していく観点から行うものでございます。議案につきましては、市長部局との事務の整合性を図るため、市長部局の大和市公印規則の改正内容及び大和市電子公印規則の制定内容に準じた内容となっております。

まず、議案第1号ですが、教育委員会の公印規則は市長部局の規則を準用しています。市長部局による改正は、そのまま教育委員会の公印規則に反映されることとなります。第2条の「定義」に関しては、この後説明いたします電子公印規則との規定の整合性を図るために、市長部局の公印規則に準じて、新たに設けた条文でございます。

主な改正点は、第2条で公印の定義を明確にしたこと、公印の管理者である各課長などの責務を明確にしたこと、電子公印規則の制定により電子公印の規定を削除したことでございます。

続きまして、議案第2号の「大和市教育委員会電子公印規則」でございますが、パソコンによる公印のイメージデータを使用して、プリンタで公印の印影のある申請書などを打ち出し、市民に迅速に交付できるよう電子公印を公印と位置づけ、管理者の責務、取扱いを定めたものでございます。

教育委員会におきましては、学校教育課で行っている医療費の助成申請における申請書の窓口打出しによる交付を平成19年4月より開始する予定でございます。準備に要する時間を考慮いたしまして、施行日を平成19年2月1日としております。

参考までに、市長部局につきましては、昨年の12月15日から施行しております。

以上で説明を終わります。

鈴木
委員長
田村
委員
加藤
総務課長
鈴木
委員長

細部説明が終わりました。質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

議案第1号及び議案第2号とも、第2条で「定義」を規定しておりますが、ここでいう「管理者」とは、総務課長を指すのでしょうか。

「管理者」とは、公印を所管する各課長を指します。

ほかにごいませんでしょうか。

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第1号と議案第2号について、採択をいたします。

まず、議案第1号の原案に対して、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、議案第1号は可決いたしました。

次に、議案第2号の原案に対し、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、議案第2号も可決いたしました。

続いて、日程第3(議案第3号)「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」と、日程第4(議案第4号)「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」は、関連がございますので、一括審議にしたいと存じますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、議案第3号と議案第4号は一括審議とさせていただきます。

加藤 藤 細部説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 議案第3号と議案第4号をまとめて、説明させていただきます。両議案とも、学校教育法が改正されたことによる文言の整理を行うものです。

まず、議案第3号でございますが、学校教育法上、「特殊学級」が「特別支援学級」に改められたことにより、大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則第4条、指導室中の第6号にあります「特殊学級入級に関すること」を「特別支援学級入級に関すること」に改正するものでございます。

続きまして、議案第4号の学校教育法施行細則の改正ですが、学校教育法上、「盲者」、「ろう者」がそれぞれ「視覚障害者」、「聴覚障害者」に改められましたので、第8条及び第10条の「盲者」、「ろう者」を、「視覚障害者」、「聴覚障害者」に改正するものでございます。

鈴木 木 細部説明が終わりました。
委員長 質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。
長谷川 委員長 「特殊学級」を「特別支援学級」に改めるといいますが、「障害児学級」という呼び方は、通称なのでしょうか。
内澤 指導室長 国で「特殊学級」という呼び方をしていたものを、神奈川県では「特殊学級」という呼び名についてはどうなのかということで、「障害児学級」という呼び方をしていました。

田村 委員 「特殊学級」という言葉に、現場では非常に抵抗があったということで、随分以前から「特別指導学級」とか「特別支援」という文言を使っていたので、ここではっきりさせることだと思います。

奥原 委員長職務代理者 加藤 総務課長 「特殊学級」を「特別支援学級」に文言を改めるといいますが、他の条例や規則等で改正が必要なものは、なかったのでしょうか。

この議案第3号及び議案第4号以外にはありません。ただし、予算関係のうち予算項目などで、今の名称が残る部分もまだあります。順次、改めていくこととなります。

鈴木 木 今後、教育基本法の改正に伴う必要事項ということで、議案が出る可能性はあるのでしょうか。
加藤 総務課長 今のところありません。

鈴木 木 学校教育法や教育基本法の改正の賛否をここで議論しても、どうにもならないわけですが、それを市の教育でどう扱っていくのかというようなことは、相当議論があってもいいのではないかと考えています。市民レベルでは、教育委員会というのは、「いろいろ議論をする場」という認識がされているのに、それをしていないから、何もやっていないというような批判が非常に強いわけです。

私どもとしては、非常に心苦しいところでね。議案として出るかどうかということは別として、これだけ注目を集めている教育基本法の改正というのが、教育委員会の席で、何の議論もされないのはおかしいのではないかと私は思います。

國方 教育長 委員長のおっしゃることは、理解できる部分もありますが、その前提として、大和市教育委員会に、相当の権限が与えられていなければ無理だと、私は思います。教育基本法、学校教育法を受け、学習指導要領が定められ、それに基づいて各市町村では、学校と連携をしながら施策を進めていくわけでありまして、その指導要領に反するようなことをすれば、この前の必修教科の未履修という形になるわけです。どういう内容になるのかということをお話を教育委員会の場で討議し、学習をして、理解を深めるということは必要なことかと思いますが、おのずからそこには限界があるだろうと私は思っています。

鈴木 木 委員長 もちろん、その限界は私も共有するところです。ですから、何か規則を決めようとかということではなく、「大和の教育」とかの作成には、我々も関わっている中で、そういう中で、道徳教育とか公民教育というのはどういうふう

するのかというようなことは、我々の裁量の範囲になりうると思います。

そういう意味でも、法が改正されてどう変わったのかというようなことを、議題ということより、むしろ勉強会を兼ねて少し考えていく必要があるのではないかというのが私の意見でございます。

田 村
委 員

今の委員長のおっしゃったことは十分わかります。ただ、教育長がおっしゃったように、我々の範疇にない部分もございます。重大な問題について、私たちが口にしないということは、関心がないととられかねませんので、議案として出さないまでも、議論することは必要だと思います。

鈴 木
委 員 長

ほかにございませんでしょうか。

ほかにないようでしたら、質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第3号と第4号について、採決をいたします。

議案第3号の原案に対して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、議案第3号は可決いたしました。

次に、議案第4号の原案に対し、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、議案第4号は可決いたしました。

続いて、日程第5(議案第5号)「大和市都市公園条例の一部を改正する条例案の意見聴取について」を議題といたします。

細部説明を求めます。佐藤スポーツ課長。

佐 藤
ス ポー ツ
課 長

議案第5号の提案理由につきましては、(仮称)引地川公園ゆとりの森に、(仮称)ゆとりの森芝生グラウンドと有料公園施設を設置する大和市都市公園条例の改正案が、市議会2月定例会に提案されます。当該施設は、サッカー場等教育施設として市民に供用され、管理・整備につきましては、教育長が補助執行していく予定であります。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会に意見を求められており、ご審議願いたく提案するものでございます。

それでは、今回条例改正で提案されております(仮称)ゆとりの森芝生グラウンドの概要についてご説明申し上げます。

目的につきましては、厚木基地南側に広がる国有地を無償で提供を受けまして、都市公園として市民にスポーツ、レクリエーションの場を提供していくものでございます。

ゆとりの森全体の概要でございますが、名称といたしまして、引地川公園ゆとりの森とします。

位置は、厚木基地南側になります。大和、綾瀬市境に位置します。

面積は、大和市分で17.9ha、綾瀬市と合わせますと、約35haになります。

主な施設といたしまして、芝生グラウンド、パークゴルフ、テニスコート、スケートボード場、ドッグラン等を計画しております。

用地につきましては、防衛施設用地を無償で借り受けるものでございます。

その中に民有地がございますが、民地につきましては年次計画に従いまして、防衛施設庁が買収予定となっております。

大和市の事業期間でございますが、平成15年度から平成24年度、綾瀬を含めまして全体の計画が終了する年度は、平成26年度と予定されております。

続いて、ゆとりの森の芝生グラウンドについてご説明申し上げます。

施設名称は、「ゆとりの森芝生グラウンド」でございます。ゆとりの森の北東部分になります。位置としましては、県道丸子中山茅ヶ崎線沿いになっております。

面積は、グラウンド部分が1.2ha、全体で今回使用できるようになります面積は3.5haでございます。

主な内容として、芝生グラウンド(少年サッカー場が2面相当)、トイレ1棟、仮設駐車場(50台分)を予定しております。

工期につきましては、昨年の9月から今年の3月まででございます。

供用日及び供用時間でございますが、供用日は4月29日から12月28日までの毎日。年間244日となっております。なお、12月29日から4月28日間は芝生養生のため閉鎖といたします。トイレ等、周辺園地につきましては、年間ご利用いただける予定でございます。

供用時間といたしましては、9時から17時まで(1日当たり8時間)で、夏時間になります6月15日から9月15日につきましては、終りの時間を1時間延長いたしまして、18時までとなっております。

年間管理経費につきましては、ゆとりの森の芝生グラウンドの年間管理経費を、スポーツセンター競技場フィールドと同等程度として見積り、1,733万5,000円としております。

この管理経費につきましては、周辺園地の管理区域の拡大に伴いまして、管理経費が増額になっております。そのうちの有料公園施設に係る管理経費、905万9,000円が受益者負担の対象額となります。

補助執行につきましては、スポーツ課が補助執行権限を持ちまして、管理運営にあたっていきます。

配置図をご覧ください。真ん中にグリーンで縦に線が入っておりますが、ここが大和と綾瀬の市境でございます。左半分は綾瀬市分、右半分が大和市分。芝生グラウンドは、赤く縁取りした部分でございます。その全体面積が3.2haでございます。黄色で囲ってある部分が実際にスポーツ施設としてご利用いただけます1.2haになります。真ん中の がセンター施設になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

鈴木委員 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

田村委員 教育長の補助執行と施設の使用料金について、もう少し詳しくお聞かせください。

佐藤スポーツ課長 この施設につきましては、都市公園条例で有料公園施設として位置づけられるものでございます。現在補助執行しているつきみ野野球場、宮久保スポーツ広場等と同じ位置づけということでございます。

使用料金については、配置図で黄色のマーカーで縁取られたところを団体が利用する場合、その利用種目としては少年サッカー、大人のゲートボール等になりますが、その料金は中学生以下が1時間700円、大人が1時間1,400円という料金設定でございます。赤と黄色の間は園地になっておりまして、散策路ができております。そこはほかの公園と同等でございますので、無料をご利用いただけます。

鈴木委員 利用者としては、大和市分、綾瀬市分のどちらも使うことができると解釈したのですが、綾瀬市分は、グラウンドのほかにもソフトボール場、軟式野球場、硬式野球場などお金のとれそうなものがたくさんあって、大和市の方は、あまりお金のとれそうなところがないように思います。これはどのように決まったものなのでしょうか。

佐藤スポーツ課長 この施設は、あくまでも一体的なものですが、管理の部分については、主管課の水と緑課で現在検討中でありまして。また、使用料金を配分するかどうかということも、まだ検討中でございます。

鈴木委員 わかりました。

鈴木委員 ほかにも、質問がございますか。

長谷川委員 すべてが完成した後、芝生グラウンドというのが綾瀬市側にもありますが、こちら芝生のサッカー場になるのでしょうか。

佐藤スポーツ課長 その辺につきましては、まだ報告を受けていませんので、申しわけございませんがわかりません。

長谷川委員 では、私の意見は仮定の話になりますが、そこが芝生グラウンドでサッカー場だった場合、利用者にとっては、芝生の質が均一であること、それから、も

ちろん料金が均一であるということが当然と考えます。最終的にでき上がった段階で、園地全部での料金の格差、質の格差がないようにご配慮いただきたいと思います。

もう1点、スケートボード場というのがありますが、よく青少年がほかにやる場所がないからという理由で、プロムナードでやっているのを見かけます。

この施設にスケートボード場を造ったことで、ニーズに応えたと思わず、位置的には、市の端っこですので、青少年が冷たい目を向けられずに、スケートボードを楽しめる場所が他にもできることを期待したいという、周辺意見を添えていただければありがたいと思います。

鈴木委員 長 私の家すぐ横に柿の木坂公園というのがありますが、その柿の木坂公園の隣は東急の電車の上で何の建物もなく、かなり幅の広い歩道、普通の道路以上に広いぐらいでありまして、スケートボードが大変盛んだったのですが、最近禁止されました。実際それは守られて全くその後見かけなくなりました。

例えば北部の方からここまで行くというのは大変なことですから、そういう施設、なるべく市民が共通に楽しめるような配慮もしてほしいということは確かですね。

田村委員 どこかの県が、青少年が楽しめるようにと、スケートボード場を造ったのに、完成して1年後には、閑古鳥が鳴いているという話をテレビで聞いたことがあります。どれだけ利用されるかというの見込んで、スケートボード場にされたのかをお聞かせください。

佐藤スポーツ課長 この基本計画も含めまして、実施計画につきましては、スポーツ課としても意見を言ってきたところではございますが、実際に主管しているのが環境部水と緑課でございますので、そちらで計画がまとめ上げられたものでございます。

ただ、基本計画自体は平成元年にできている計画で、それをさらに実施計画で練り直しています。つい最近も綾瀬の実施計画が一部変更になっておりますので、そういう部分の流動性はあるのかなと我々は理解しております。ですから、必ずしもこの年次計画どおりできるとは思っておりません。

逆に、スポーツ課といたしましては、これをご覧になっていただくとわかりますが、テニスコートは6面と2面ということで数が合いません。そういう部分につきましても、今後整備に向けて意見を申し上げていきたいと思っております。

鈴木委員 長 参考までに綾瀬市の部分も含めた全体の広さは、引地台公園と比べて、どうなのでしょう。

佐藤スポーツ課長 引地台公園が10.05haでございますので、約3.5倍の広さでございます。

鈴木委員 長

ほかに、質問はございますか。

ほかにないようでしたら、議案第5号について、採決いたします。

議案第5号の原案に対し、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、議案第5号は可決いたしました。

続きまして、その他に入ります。

各課で報告事項等ございましたら、順次お願いいたします。

曽根社会教育課長

お手元の「平成18年度大和市さくら文芸祭一般公募展応募要領」をご覧ください。短歌、俳句、川柳という文芸の3部門、従来秋に行われております文化祭のときに一緒に行われていたのですが、今回は実施時期、場所等を変えまして、3部門に関しては、上草柳の郷土民家園を会場として、河津桜の咲く3月にやろうと考えております。

今回、テーマを「さくら」ということで実施します。3月13日から展示を始めまして、3月18日まで展示をする予定でございます。

現在、作品の募集をしております、短冊に短歌、俳句、川柳をお書きいた

だきまして、こちらに送っていただいているところです。今月いっぱいまで募集をしております。

応募された中から、最優秀賞と優秀賞若干を選定しまして、表彰を行う予定でございます。

表彰式は3月18日にやる予定でありますけれども、短歌、俳句、川柳それぞれに審査員を1人お願いしまして選考していただく予定でございます。

鈴木
委員長

この件について、何かございますか。

民家園で行うということで、とてもいいと思いますが、句会みたいにそこで詠んで、お互いに投票しあって、優秀賞を決めるというのはどうでしょうか。

短歌と川柳とみんなというわけにいかないかと思いますが、ことしは短歌でやってみようとか、ことしは俳句でやってみようとかいうようなことができる、また一層独立させた意味も大きいかなと思います。

曾根
社会教育
課長

短歌、俳句、川柳とも応募作品が毎年少しずつ減ってきています。今回こういう企画で行いますが、担当者レベルでは、句会みたいに、その場で発句の形をとったらどうかという意見も出ております。どういう反応になるか、もう少し見定めながら、いろいろ知恵を絞っていきたいと思っています。

鈴木
委員長

よろしく願いいたします。

ほかに、質問等がございますか。

ほかにないようでしたら、次の報告に移ってください。

佐藤
スポーツ
課長

「市民総合体育大会の活性化策について」ということで、事務事業の見直しについて、報告させていただきます。

市民総体については、関係団体等より、開催方法や大会のあり方について、さまざまな意見が寄せられておりました。そういう中で、関係団体の協力を得まして、市民総体検討委員会を平成16年12月に立ち上げ、昨年の12月まで計8回開催しました。検討委員会のメンバーといたしましては、大会の出場側の地区から6名、内訳は、地区体育振興会連絡協議会の正副会長、体育指導員連絡協議会の正副会長、体育協会の正副会長の6名を含めまして、合計12名で検討会を構成しております。

平成17年と平成18年の大会開催結果から、検討委員会として、各地区でのクラブの確立及び各種目協会連盟の成熟により、広くスポーツの参加の機会を与えるという市民総体の当初の大会目的は達成されたとして、新たな形での市民の間にスポーツを普及・振興させ、大会への参加の機会を提供すべきとの決断に至りました。

検討委員会では、現行の大和市総合大会と大和市総合スポーツ選手権大会を統合し、大会の規模・内容を充実、新たな大会として実施すること。そして、さらに広く市民に大会参加の機会を与え、市内スポーツの水準のさらなる向上を目指すという活性化案が取りまとめられました。この原案をもとに、地区体育振興会連絡協議会、体育指導員連絡協議会拡大役員会、そして、体育協会理事會に諮り、そこで出た意見を反映させ、昨年12月21日に開催されました第8回検討委員会です承されたところでございます。

その2つの大会統合によります活性化策は、お手元の資料の2の(1)から(5)でございますが、現行の市総合スポーツ選手権大会をベースにし、参加資格を広げ、広報活動、表彰を充実させ、その成績上位者が県総合体育大会の大和市の代表選手選考会として位置付けていくという内容でございます。

その内容、要綱の抜粋でございますが、「市民総合」と名称を変えまして、「市民総合スポーツ選手権大会について」というタイトルになっております。

趣旨は、広くスポーツの参加の機会を与え、選手層の強化開発とスポーツの発展を図るということでございます。

開催期間といたしましては、1年を通しまして、実施競技は体育協会加盟、中学校体育連盟を除く22競技。

参加方法でございますが、参加資格は、自治基本条例で定義するところの市民とし、表彰等、先ほど申しました成績上位者を県総合体育大会の大和市代表

選手として位置付けていきます。

事業の実施につきましては、大和市体育協会へ委託していく内容でございます。ちなみに、平成19年度の参加者数は、7,000人を見込んでおります。

なお、今週月曜日に開催されましたスポーツ振興審議会の議題に付し、「異議なし」との審議結果でございます。

この統合されました大会により、スポーツ課の第7次総合計画の特徴であります、「スポーツを楽しんでいる市民が増えている」ことを目指して、事業に取り組んでいきたいと考えております。

この件について、何かございますか。

鈴木
委員長
奥原
委員長職務
代理者

3点ほど質問させていただきます。まず1点目は、今まで市民総合体育大会というのを地区対抗でやっていたと思いますが、今回統合すると、現行のスポーツ選手権をベースとすると書いてあるので、地区大会はなくなってしまうと解釈をしていいのでしょうか。

2点目は、私の勉強不足だと思いますが、スポーツ選手権大会というのは、聞いたことがなかったので、時期としていつごろ開催していたのかを教えてください。

3点目は、市民総合体育大会というのは8月の末ぐらいにやられていたのですが、統合された大会は、いつごろ開催するのでしょうか。

佐藤
スポーツ
課長

1点目の地区対抗競技がなくなるのかという質問でございますが、第48回の市民総体につきましても、地区対抗、フルエントリーが1地区ということで、地区対抗の意義がなくなってきたということで、今回の改革につきましても、「異議なし」という地区からのご意見がありました。ですから、今度移行します市民総合スポーツ選手権大会は、あくまでも個人で自由に参加していただくということで、地区対抗はなくなります。

2点目のスポーツ選手権大会の実施時期でございますが、現行も通年やっております。それぞれの種目協会が実施時期を定めまして、年間スケジュールの中でやっています。ただ、先ほど申し上げましたように、その周知が徹底していると言えるところまで至っていません。逆に、周知が全くなされてないと言った方がいいのかもしれませんが、その部分をてこ入れしまして、より参加の機会を与えるとともに、広報活動を充実させていきたいと考えております。

3点目の新しい形での大会の開催時期ですが、ウィンタースポーツもありますので、年間を通して事業展開をしていくことになります。広報活動を充実させるために、できれば上半期、下半期のスケジュールをつくって、地区を通じ、あるいは、回覧等で参加を募ってまいりたいと考えております。

鈴木
委員長

周知とか大会としての盛り上がりということを考えると、通年というのもそれぞれのスポーツの事情もあるし、それぞれの上位の競技大会との関連もあって、難しいのかと思いますが、春季と秋季とか、あるいは、冬季と夏季とか、ある一定期間でやった方がいかにも総合大会というような感じで、市民の関心も高まるかと思いますが、実際は難しいものなののでしょうか。

佐藤
スポーツ
課長

先ほども申しましたように、地区対抗が現実には地区対抗になっていません。そういう中で、異なった競技の者が一堂に集まること自体が、現実にはできない状況では、それぞれの種目別選手権を総合的な形で実施していきたいと考えております。

鈴木
委員長
相沢
青少年センター
館長

ほかにごございませんでしょうか。

ほかはないようでしたら、次の報告に移ってください。

昨年7月27日の教育委員会の教育長報告に、7月7日に開催されました大和市青少年問題協議会の報告がありましたが、その中で有害図書類区分陳列等調査についての質問がございました。この度、その調査結果が出ましたので、報告をさせていただきます。資料は、第1回目の調査の結果と、県で作成しましたリーフレットの2種類です。

本調査は、県の青少年保護育成条例が平成17年10月に改正されまして、

有害図書類の陳列区分の厳格化が打ち出されたことに伴います調査で、各市町村単位で調査を実施しているもので、本市におきましては昨年11月からことしの1月にかけて、青少年相談員が手分けをして調査を実施し、つい2日前に集計を終えたばかりということですので、取り急ぎ報告をさせていただくものでございます。

調査対象は110店舗でしたが、閉店あるいは改装中の店舗もありまして、実際は91店舗で調査が行われました。

調査項目は5項目で、有害図書類販売の有無、18歳未満閲覧禁止の表示の有無、有害図書類サンプルディスプレイの有無、区分陳列方法、包装方法などで、有害図書類を販売しているのは、本市内に73店舗ありました。

波線の部分が県条例に従っていない店舗でございます。これにつきましては、県の青少年課に報告するとともに、2月に2回目の調査を実施する予定ですので、内容によっては立入調査を実施するなど、改善勧告をすることになっております。

鈴木委員 長谷川委員 この件について、なにかございませんか。

青少年指導員の皆様には、日頃から青少年の健全育成活動に取り組み、この調査においても、たくさんの店舗を回って調査をしていただいたことについて、敬意と感謝の意を申し添えさせていただきます。

鈴木委員 ありがとうございます。

何を有害図書と規定するのかというのは、どこが決めているのですか。

相沢少年センター館長 県の青少年保護育成条例で定められています。

それは抽象的な規定なのですか。それとも具体的な図書名などを挙げて規定しているのでしょうか。

相沢少年センター館長 どういうものが有害図書になるかというのは、県条例の施行規則の中で具体的に表示してあります。この本が有害であるかどうかということにつきましては、本というのは次から次と出てきますので、その都度県の方で審査をしまして、その結果については、広報されております。

鈴木委員 実質調査対象店舗が、書店14店、古書店10店、コンビニ店67店で、貸ビデオ屋などのいわゆるアダルトビデオのたぐいというのは調査の対象になっていないのでしょうか。

相沢少年センター館長 リーフレットの一番上にありますように、「図書類（書籍・雑誌・DVD・TVゲームソフトなど）の販売や貸付けを営む方へ」ということで、この中にはいわゆるビデオも含まれています。

鈴木委員 そうすると、貸ビデオ屋などはコンビニ店67店という中に入っていると考えられるのでしょうか。

相沢少年センター館長 はい、そのとおりでございます。

ほかにございませんでしょうか。

鈴木委員 事務局からほかにございますか。

ほかにないようでございますので、2月定例会の日程をお知らせしまして、その他を終了したいと思います。

2月定例会は、2月15日の木曜日、午後1時30分からを予定しております。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、教育委員会の1月定例会を閉会にいたします。

閉会 午後 3時30分